

国家外貨管理局等の「貨物貿易外貨管理試行手引の実施細則」の対訳

中国語原文	日本語仮訳
<p style="text-align: center;">货物贸易外汇管理试点指引实施细则</p> <p>第一条 依据《货物贸易外汇管理试点指引》及有关规定，制定本细则。</p> <p>第二条 从事对外贸易的机构（以下简称企业）出口后应当按合同约定及时、足额收回货款或按规定存放境外；进口后应当按合同约定及时、足额支付货款。企业收取货款后应当按合同约定及时、足额出口货物；支付货款后应当按合同约定及时、足额进口货物。</p> <p style="text-align: center;">第一章 企业名录管理</p> <p>第三条 企业依法取得对外贸易经营权后，需持《贸易外汇收支企业名录登记申请书》（见附1）、法定代表人签字并加盖企业公章的《货物贸易外汇收支业务办理确认书》（以下简称《确认书》，见附2）及下列资料有效原件及加盖企业公章的复印件，到所在地外汇局办理“贸易外汇收支企业名录”（以下简称名录）登记手续：</p> <p>（一）《企业法人营业执照》或《企业营业执照》副本；</p> <p>（二）《中华人民共和国组织机构代码证》；</p> <p>（三）《对外贸易经营者备案登记表》，依法不需要办理备案登记的可提交《中华人民共和国外商投资企业批准证书》或《中华人民共和国台、港、澳投资企业批准证书》等；</p> <p>（四）外汇局要求提供的其他资料。</p> <p>外汇局审核有关资料无误后为其办理名录登记手续。无对外贸易经营权的企业，确有客观需要开展贸易外汇收支业务的，办理名录登记时可免于提交本条第一款第（三）项规定的资料。</p>	<p style="text-align: center;">貨物貿易外貨管理試行手引の実施細則</p> <p>第一条 「貨物貿易外貨管理試行手引き」及び関連規定に基づき、本細則を制定する。</p> <p>第二条 対外貿易を行う機関（以下「企業」という）は、輸出後、契約書で約定された期日迄に、貨物代金の全額を回収または規定に基づき域外に留保すること。輸入後、契約書で約定された期日迄に、貨物代金の全額を支払うこと。企業は貨物代金受取後、契約書で約定された期日迄に、対象貨物全てを輸出すること。貨物代金支払後、契約書で約定された期日迄に、貨物すべてを輸入すること。</p> <p style="text-align: center;">第一章 企業リストの管理</p> <p>第三条 企業は、法律に基づき対外貿易経営権を取得した後、「貿易外貨收支企業リスト登録申請書」（添付1参照）、法定代表人の署名および法人印の捺印のある「貨物貿易外貨收支業務確認書」（以下「確認書」という、添付2参照）および下記有効書類の原本および法人印の捺印のあるコピーを持参し、所在地の外管局にて「貿易外貨收支企業リスト」（以下「リスト」という）登録手続きを行うこと：</p> <p>（一）「企業法人営業許可書」または「企業法人営業許可書」の副本；</p> <p>（二）「中華人民共和国組織機関コード証」；</p> <p>（三）「対外貿易経営者届出登記表」、法に基づき届出登記が不要の場合は「中華人民共和国外商投資企業批准証書」または「中華人民共和国台湾、香港、マカオ投資企業批准証書」等を提出する。</p> <p>（四）外管局が提出を求めるその他の資料。</p> <p>外管局が関連資料を審査し、誤りがないことを確認した後、リスト登録手続きを行う。対外貿易経営権のない企業に対しては、貿易外貨受取・支払業務を行う客観的必要性がある場合、リスト登録時に本条の第一項第三に規定する資料の提出を免除できる。</p>

<p>第四条 从事对外贸易的保税监管区域企业（以下简称区内企业）按照《保税监管区域外汇管理办法》办理外汇登记手续时，应当签署《确认书》。区内企业在取得《保税监管区域外汇登记证》并签署《确认书》后自动列入名录。</p> <p>第五条 名录内企业的企业名称、注册地址、法定代表人、注册资本、企业类型、经营范围或联系方式发生变更的，应当在变更事项发生之日起 30 天内，持相应变更文件或证明的原件及加盖企业公章的复印件到所在地外汇局办理名录变更手续。</p> <p>第六条 名录内企业发生下列情况之一，应当在 30 天内主动到所在地外汇局办理名录注销手续：</p> <p>（一）终止经营或不再从事对外贸易；</p> <p>（二）被工商管理部门注销或吊销营业执照；</p> <p>（三）被商务主管部门取消对外贸易经营权。</p> <p>第七条 名录内企业发生下列情况之一，外汇局可将其从名录中注销：</p> <p>（一）发生本细则第六条规定情况；</p> <p>（二）区内企业已办理保税监管区域外汇登记注销手续；</p> <p>（三）连续两年未发生贸易外汇收支业务；</p> <p>（四）外汇局对企业实施现场核查时，通过企业名录登记信息所列联系方式无法与其取得联系；</p> <p>（五）外汇局认定的其他情况。</p> <p>第八条 外汇局对于本细则实施后新列入名录的企业实施辅导期管理。在其发生首笔贸易外汇收支业务之日起 90 天内，外汇局进行政策法规、系统操作等辅导。</p> <p>企业应当在辅导期结束后 10 个工作日内，持书</p>	<p>第四条 対外貿易に従事する保税監督管理区域の企業（以下、「区内企業」という）は「保税監督管理区域外貨管理弁法」に基づき、外貨登記手続き時に「確認書」に署名しなければならない。区内企業は「保税監督管理区域外貨登記証」を取得し、且つ「確認書」に署名した後、自動的にリストに追加される。</p> <p>第五条 リストにある企業の企業名、登録住所、法定代表人、登録資金、企業類型、経営範囲または連絡先に変更がある場合は、変更事項の発生日より 30 日以内に変更書類または証明書類の原本と企業公章の捺印のあるコピーを所在地の外管局に持参し、リスト変更手続きを行わなければならない。</p> <p>第六条 リスト内の企業に下記のいずれかの状況が発生した場合、30 日以内に自主的に所在地の外管局にてリスト登録抹消手続きを行うこと。</p> <p>（一）経営を終了、または今後対外貿易に従事しない</p> <p>（二）工商管理部门による登録抹消または営業許可書の剥奪</p> <p>（三）商務主管部门による対外貿易経営権の取消</p> <p>第七条 リスト内の企業に下記のいずれかの状況が発生した場合、外管局はリストから登録を抹消できる。</p> <p>（一）本細則第六条に定める状況が発生した場合</p> <p>（二）区内企業がすでに保税監督管理区域で外貨登記抹消手続きを行った場合</p> <p>（三）2 年連続で、貿易外貨の受取・支払業務が行われない場合；</p> <p>（四）外管局の企業現場検査時、企業リスト登録情報にある連絡方法で連絡が取れなかった場合</p> <p>（五）外管局が認めるその他の状況</p> <p>第八条 外管局は本細則の実施後、新規にリストに追加された企業に対し指導期間を設け管理する。外管局は企業に対し、初回の貿易外貨受取・支払業務の発生日より 90 日以内に、政策・法規に従い、システム操作などの指導を行う。</p> <p>企業は当該指導期間終了後 10 営業日以内に、書</p>
---	--

<p>面材料到外汇局报告辅导期内发生的货物进出口与贸易外汇收支的逐笔对应情况。</p> <p>第九条 外汇局通过“货物贸易外汇监测系统”（以下简称“监测系统”）向金融机构发布全国企业名录。金融机构不得为不在名录的企业办理贸易外汇收支业务。不在名录的企业应当到外汇局办理名录登记手续。</p> <p style="text-align: center;">第二章 贸易外汇收支业务审核</p> <p>第十条 本细则所称的企业贸易外汇收支包括：</p> <p>（一）从境外、境内保税监管区域收回的出口货款，向境外、境内保税监管区域支付的进口货款；</p> <p>（二）从离岸账户、境外机构境内账户收回的出口货款，向离岸账户、境外机构境内账户支付的进口货款；</p> <p>（三）深加工结转项下境内收付款；</p> <p>（四）转口贸易项下收付款；</p> <p>（五）其他与贸易相关的收付款。</p> <p>第十一条 企业应当按国际收支申报和贸易外汇收支核查专用信息申报有关规定办理贸易外汇收支信息申报，并根据贸易外汇收支流向填写下列申报单证：</p> <p>（一）向境外付款（包括向离岸账户、境外机构境内账户付款）的，填写《境外汇款申请书》或《对外付款/承兑通知书》；</p> <p>（二）向境内付款的，填写《境内汇款申请书》或《境内付款/承兑通知书》；</p> <p>（三）从境外收款的（包括从离岸账户、境外机构境内账户收款），填写《涉外收入申报单》；</p> <p>（四）从境内收款的，填写《境内收入申报单》。</p> <p>第十二条 金融机构为企业办理贸易外汇收支业务时，应当通过监测系统查询企业名录状态与分类状态，按本细则规定对其交易单证的真</p>	<p>面資料を外管局に持参し、指導期間内に発生した貨物の輸出入と貿易外貨受取・支払との一致状況を都度報告すること。</p> <p>第九条 外管局は「貨物貿易外貨モニタリングシステム」（以下、「モニタリングシステム」という）を通じ、金融機関に全国企業のリストを公布する。金融機関はリストに記載のない企業に対し貿易外貨収支業務を行ってはならない。リストに記載のない企業は外管局にてリスト登録手続きを行わなければならない。</p> <p style="text-align: center;">第二章 貿易外貨収支業務審査</p> <p>第十条 本細則における企業の貿易外貨受取・支払は以下を含む。</p> <p>（一）域外、域内の保税監督管理区域から回収した輸出貨物代金、及び、域外、域内保税監督管理区域へ支払う輸入貨物代金</p> <p>（二）オフショア口座、域外機構の域内口座から回収した輸出貨物代金、及び、オフショア口座、域外機構の域内口座へ支払う輸入貨物代金</p> <p>（三）転廠項目下にある域内受取・支払</p> <p>（四）仲介貿易における受取・支払</p> <p>（五）その他貿易関連の受取・支払</p> <p>第十一条 企業は国際収支申告と貿易外貨収支照合審査専用情報申告に関わる規定に基づき、貿易における外貨収支情報を申告しなければならない。また、貿易における外貨収支フローに基づき下記の申告書類に記入すること</p> <p>（一）域外（オフショア口座、域外機構の域内口座を含む）への支払いは、「域外送金申請書」または「対外支払/手形引受通知書」に記入</p> <p>（二）域内への支払いは「域内送金申請書」または「域内支払/手形引受通知書」に記入</p> <p>（三）域外（オフショア口座、域外機構の域内口座を含む）より代金を受け取る場合は、「域外収入申告書」に記入</p> <p>（四）域内で代金を受け取る場合は、「域内収入申告書」に記入</p> <p>第十二条 金融機関は企業のために貿易外貨収支業務を取扱う場合、モニタリングシステムを通じて企業のリスト登録状況と分類状況を確認</p>
---	--

<p>实性及其与贸易外汇收支的一致性进行合理审查，并按国际收支申报和贸易外汇收支核查专用信息申报规定向外汇局报送信息。</p> <p>第十三条 企业贸易外汇收入应当先进入出口收入待核查账户（以下简称待核查账户）。待核查账户的收入范围限于贸易外汇收入（不含出口贸易融资项下境内金融机构放款及境外回款）；支出范围包括结汇或划入企业经常项目外汇账户，以及经外汇局登记的其他外汇支出。待核查账户内资金不得相互划转，账户资金按活期存款计息。</p> <p>第十四条 金融机构应当审核企业填写的申报单证并完成申报后，为企业办理待核查账户资金结汇或划出手续。对于申报资金性质为转口贸易外汇收入、退汇的，还需按本细则规定审核相应有效凭证和商业单据。</p> <p>第十五条 企业可以根据其真实合法的进口付汇需求提前购汇存入其经常项目外汇账户。金融机构为企业办理付汇或开证手续时，应当审核企业填写的申报单证，并按以下规定审核相应有效凭证和商业单据：</p> <p>（一）以信用证、托收方式结算的，按国际结算惯例审核有关商业单据；</p> <p>（二）以货到付款方式的，审核对应的进口货物报关单或进口合同或发票；</p> <p>（三）以预付货款方式结算的，审核进口合同或发票。</p> <p>第十六条 转口贸易外汇收入应当进入待核查账户。企业从待核查账户中结汇或划出转口贸易外汇收入时，金融机构应当审核企业提交的进出口合同、收入和支出申报单证。同一合同项下转口贸易收入结汇或划出金额超过相应支出金额 20%（不含）的，企业应当先到外汇局办理贸易外汇业务登记手续。</p>	<p>し、本細則の規定に基づき、取引に関わる証券の真実性及び貿易と外貨収支との整合性を審査し、且つ国際収支申告と貿易外貨収支審査照合専用情報申告規定に基づき外管局に関連情報を報告する。</p> <p>第十三条 企業の貿易外貨収入は一旦輸出収入審査待ち口座（以下「審査待ち口座」という）に振り替える。審査待ち口座の入金範囲は貿易外貨収入（輸出貿易金融項目下の域内金融機関の実行資金及び域外からの回収資金を含まず）に限定。払出範囲は外貨の人民元転或いは企業經常項目下の外貨口座への振替、及び外管局に登記したその他の外貨支出を含む。審査待ち口座間の資金移動は禁止され、口座内の資金は普通預金として利息を計算する。</p> <p>第十四条 金融機関は企業の申告証券を審査し、申告手続を完了した後に、企業に対し、審査待ち口座内の資金の人民元転或いは振り替え手続きを取扱う。申告資金が仲介貿易による外貨受取、支払或いは払戻金である場合、本細則の規定に基づき、関連の有効エビデンスと商業証憑を審査しなければならない。</p> <p>第十五条 企業は真実で合法的な輸入外貨支払の需要に基づき、事前両替で預け入れた外貨を經常項目下の外貨口座に預け入れることができる。金融機関は企業の外貨支払或いは L/C 開設の手続を取扱う場合、企業の申告書類を審査し、且つ、以下の規定に基づき有効なエビデンスと商業証憑を審査しなければならない。</p> <p>（一）L/C、取立方式で決済する場合、国際決済慣例に基づき関連の商業証憑を審査。</p> <p>（二）代金後払いの方式で決済する場合、関連の輸入貨物通関申告書或いは輸入契約、インボイスを審査。</p> <p>（三）前払いで決済する場合、輸入契約或いはインボイスを審査。</p> <p>第十六条 仲介貿易の外貨収入は一旦審査待ち口座に預け入れる。企業が当該資金を人民元転或いは振り替える場合、金融機関は企業が提出した輸出入契約、収入・支出申告証憑を審査しなければならない。同一契約項目下の仲介貿易収入の人民元転或いは振り替える金額が対応する支出金額の 20%（20%を含まず）を超えた場合、企業は一旦外管局で貿易外貨業務の登記手続を</p>
---	---

<p>第十七条 企业应当按照“谁出口谁收汇、谁进口谁付汇”原则办理贸易外汇收支业务，捐赠项下进出口业务等国家另有规定的情况除外。</p> <p>代理进口、出口业务应当由代理方付汇、收汇。代理进口业务项下，委托方可凭委托代理协议将外汇划转给代理方，也可由代理方购汇。代理出口业务项下，代理方收汇后可凭委托代理协议将外汇划转给委托方，也可结汇将人民币划转给委托方。</p> <p>第十八条 进口项下退汇的境外付款人应当为原收款人、境内收款人应当为原付款人。出口项下退汇的境内付款人应当为原收款人、境外收款人应当为原付款人。</p> <p>金融机构为企业办理贸易收汇的退汇支付时，对于因错误汇入产生的退汇，应当审核原收汇凭证；对于其他原因产生的退汇，应当审核原收入申报单证、原出口合同。</p> <p>金融机构为企业办理贸易付汇的退汇结汇或划转时，对于因错误汇出产生的退汇，应当审核原支出申报单证；对于其他原因产生的退汇，应当审核原支出申报单证、原进口合同。对于退汇日期与原收、付款日期间隔在 180 天（不含）以上或由于特殊情况无法按照本条规定办理退汇的，企业应当先到外汇局办理贸易外汇业务登记手续。</p> <p>第十九条 企业的进出口贸易应当通过金融机构办理结算。因客观需要使用外币现钞结算的，外币现钞结汇时，金融机构应当审核企业提交的出口合同、出口货物报关单等单证。结汇现钞金额达到规定入境申报金额的，金融机构还应当审核企业提交的经海关签章的携带外币现钞入境申报单正本。</p>	<p>行わなければならない。</p> <p>第十七条 企業は「輸出者と代金受取人が一致し、輸入者と代金支払人が一致する」の原則に従い、貿易外貨収支業務を取扱う。寄付項目下の輸出入業務等の国家が別途定める規定がある場合を除く。代理輸入・輸出業務は代理側で外貨支払・外貨受取を行う。代理輸入業務について、委託側は委託代理契約に基づき外貨を代理側に振り替えるか、または、代理側が外貨を購入することもできる。代理輸出業務について、代理側は外貨を受取った後に、委託代理契約に基づき外貨を委託側に振替えるか、または、外貨を人民元転して委託側に振替えることができる。</p> <p>第十八条 輸入項目下の払戻金について、域外支払人は原受取人で、域内受取人は元々の支払人でなければならない。輸出項目下の払戻金について、域内支払人は原受取人、域外受取人は原支払人でなければならない。</p> <p>金融機関は企業のために貿易外貨収入の外貨の払い戻しを行う場合、誤った振り替えにより発生した払戻金に対し、原外貨収入証憑を審査する。その他の原因により発生した払戻金に対し、原収入申告証憑と輸出契約を審査する。</p> <p>金融機関は企業に貿易外貨支払の払戻金の人民元転或いは振替を行う場合、誤った仕向け送金に伴う払戻金に対して、原支出申告証憑を審査する。その他の原因に伴う払戻金に対して、原支出申告証憑と輸入契約を審査する。返金日と原代金受取・支払期日の間が 180 日を超えている（180 日を含まず）、或いは特別な事情により本規定に照らして払戻手続を行うことができない場合、企業は外管局に貿易外貨業務の登記手続を行わなければならない。</p> <p>第十九条 企業の輸出入貿易は金融機関を通じて決済が行われなければならない。客観的な必要性により外貨現金で決済する場合で、外貨現金を人民元転する際には、金融機関は企業が提出した輸出契約、輸出貨物通関申告書などの証憑を審査する。人民元転した現金金額が規定の入国申告金額に達した場合、金融機関は企業から提出した税関印のある外貨現金入国申告書の原本を審査しなければならない。</p>
--	--

第二十条 本细则规定需办理外汇局登记的贸易外汇收支业务，金融机构应当凭外汇局签发的《货物贸易外汇业务登记表》（以下简称《登记表》，见附3）办理，并通过监测系统签注《登记表》使用情况。

第二十一条 金融机构按规定审核相关单证后，应当在单证正本上签注收付汇金额、日期并加盖业务印章，并留存相关单证正本或复印件备查。

第二十二条 金融机构在办理贸易外汇收支业务过程中，发现企业存在异常或可疑贸易外汇收支行为的，应当及时向外汇局报告。

第三章 企业报告和登记管理

第二十三条 符合下列情况之一的业务，企业应当在货物进出口或收付汇业务实际发生之日起30天内，通过监测系统向所在地外汇局报送对应的预计收付汇或进出口日期等信息：

- （一）30天以上（不含）的预收货款、预付货款；
- （二）90天以上（不含）的延期收款、延期付款；
- （三）以90天以上（不含）信用证方式结算的贸易外汇收支；
- （四）B、C类企业在分类监管有效期内发生的预收货款、预付货款，以及30天以上（不含）的延期收款、延期付款；
- （五）单笔合同项下转口贸易收支日期间隔超过90天（不含）且先收后支项下收汇金额或先支后收项下付汇金额超过等值50万美元（不含）的业务。

对已报告且未到预计进出口或收付汇日期的上述业务，企业可根据实际情况调整相关报告内容。

第二十四条 对于符合规定的收付汇单位与进出口单位不一致的情况，收汇或进口企业可向

第二十条 本細則の規定により外管局への登記が必要となる貿易外貨収支業務に対し、金融機関は外管局が発行した「貨物貿易外貨業務登记表」（以下「登记表」、添付3参照）に基づき業務を取扱い、且つ、モニタリングシステムを通じて「登记表」の使用状況を追記する。

第二十一条 金融機関は規定に基づき関連証憑を審査した後、証憑の原本に外貨受取・支払の金額、期日を追記し、業務印を捺印し、その関連証憑の原本或いはコピーを保管する。

第二十二条 金融機関は貿易外貨収支業務の取り扱い中に、企業に異常または疑わしい貿易外貨受取・支払行為を発見した場合、直ちに外管局に報告しなければならない。

第三章 企業報告と届出管理

第二十三条 以下のいずれかの状況に当てはまる場合、企業は貨物輸出入または外貨の受取・支払業務が実際に発生した日より30日以内に、モニタリングシステムを通じて所在地の外管局へ当該外貨の受取・支払または輸出入の日付等の予定情報を報告する。

- （一）30日超（30日を含まず）の前受、前払
- （二）90日超（90日を含まず）のユーザンス回収、延払
- （三）90日超（90日を含まず）のL/C方式で決済する貿易外貨収支
- （四）B、C類企業による分類管理の有効期間内に発生した前受、前払、30日超（30日を含まず）ユーザンス回収、延払
- （五）1件の契約の下で仲介貿易の受取日と支払日との間の期間は90日超（90日を含まず）となり、且つ「先収後支」（資金受取後に支払）項目下または「先支後収」（支払後に資金受取）項目下の外貨支払金額が50万米ドル（50万米ドルを含まず）相当額を超える業務。

既に報告したものの、輸出入の予定日または外貨受取・支払の予定日に至っていない上記業務に対しては、企業は実情に基づき関連報告内容を調整することができる。

第二十四条 規定に合致した外貨受取・支払企業と輸出入企業とが一致しない場合、当該外貨

<p>所在地外汇局报告，并办理收汇或进口数据的主体变更手续。</p> <p>第二十五条 对于除本细则第二十三条至第二十四条规定以外的其他影响贸易外汇收支与进出口匹配的情况，企业可在进出口或收付汇业务发生之日起 30 天内，通过监测系统主动向所在地外汇局报送相关信息。</p> <p>第二十六条 企业办理下列贸易外汇收支业务，应当在付汇、开证、出口贸易融资放款或待核查账户资金结汇或划出前，持书面申请和相关证明材料到外汇局登记：</p> <p>（一）C 类企业贸易外汇收支； （二）B 类企业超可收、付汇额度的贸易外汇收支； （三）同一合同项下转口贸易收入结汇或划出金额超过相应支出金额 20%（不含）的； （四）外汇局认定其他需要登记的业务。</p> <p>外汇局审核企业提交的资料后，出具加盖“货物贸易外汇业务监管章”的《登记表》。</p>	<p>受取企業または輸入企業は所在地の外管局に報告し、外貨受取または輸入データの主体変更手続きを行うことができる。</p> <p>第二十五条 本細則第二十三条から第二十四条の規定以外に、貿易外貨収支と輸出入の整合性に影響する状況が発生した場合、当該企業は輸出入または外貨受取・支払発生日より 30 日以内に、モニタリングシステムを通じて所在地の外管局へ関連情報を報告することができる。</p> <p>第二十六条 企業は以下の貿易外貨受取・支払業務を行う際、外貨支払、L/C 開設、輸出貿易金融の実行または審査待ち口座内資金の人民元転或いは払い出しの前に、書面申請および関連する証明資料を持参し、外管局へ登記しなければならない。</p> <p>（一）C 類企業による貿易外貨収支 （二）B 類企業による受取・支払限度額を超える貿易外貨収支。 （三）同一契約下での仲介貿易による人民元転または振替の金額が当該支出金額の 20% を超えた（20%を含まず）場合 （四）外管局が認める、登記が必要となるその他の業務。</p> <p>外管局は企業が提出した資料を審査した後、「貨物貿易外貨業務監督・管理印」を捺印した「登记表」を発行する。</p>
<p style="text-align: center;">第四章 非现场核查</p>	<p style="text-align: center;">第四章 オフサイト検査</p>
<p>第二十七条 外汇局依托监测系统按月对企业的贸易外汇收支进行非现场核查。外汇局可根据国际收支形势和外汇管理需要调整核查频率。</p> <p>纳入非现场核查的数据包括企业最近 12 个月的相关贸易外汇收支和货物进出口数据。</p>	<p>第二十七条 外管局はモニタリングシステムを通じ、月次で企業の貿易外貨収支に対してオフサイト検査を行う。外管局は国際収支情勢および外貨管理のニーズに基づき、審査の頻度を調整することができる。</p> <p>オフサイト検査の対象となるデータは、企業の直近 12 ヶ月間の貿易に関連する外貨収支および貨物輸出入のデータが含まれる。</p>
<p>第二十八条 外汇局根据企业进出口和贸易外汇收支数据，结合其贸易信贷报告等信息，设定总量差额、总量差额比率、资金货物比率、贸易信贷报告余额比率等总量核查指标，衡量企业一定期间内资金流与物流的偏离和贸易信贷余额变化等情况，将总量核查指标超过一定范围的企业列入重点监测范围。外汇局根据</p>	<p>第二十八条 外管局は企業の輸出入と貿易外貨収支データに基づき、当該企業の貿易与信報告等の情報を参考にし、総量差額、総量差額比率、資金貨物比率、貿易与信報告の残高比率等、総量審査指標を設定し、一定期間内の企業の資金の流れと貨物の流れとの乖離および、貿易与信残高の変化等の状況を評価し、総量審査指標が</p>

<p>实际情况设定并调整总量核查指标。</p> <p>第二十九条 外汇局对企业的贸易信贷、出口收入存放境外、来料加工、转口贸易、境外承包工程、进出口退汇等业务，以及区内企业、辅导期企业等主体实施专项监测，将资金流与货物流的规模与结构等存在异常或可疑情况的企业列入重点监测范围。</p> <p>第三十条 外汇局对 B、C 类企业以及经总量核查与专项监测后纳入重点监测范围的企业进行持续、动态监测。对于指标出现较大偏离、连续偏离或相关指标反映情况相互背离的企业，可实施现场核查；对于指标恢复正常的企业，解除重点监测。</p> <p>第三十一条 外汇局依托监测系统对贸易外汇收支情况进行宏观统计和监测分析。</p> <p style="text-align: center;">第五章 现场核查</p> <p>第三十二条 对核查期内存在下列情况之一的企业，外汇局可实施现场核查：</p> <p>（一）任一总量核查指标与本地区指标阈值偏离程度 50% 以上；</p> <p>（二）任一总量核查指标连续四个核查期超过本地区指标阈值；</p> <p>（三）预收货款余额比率、预付货款余额比率、延期收款余额比率或延期付款余额比率大于 25%；</p> <p>（四）来料加工工缴费率大于 30%；</p> <p>（五）转口贸易收支差额占支出比率大于 20%；</p> <p>（六）单笔退汇金额超过等值 50 万美元且退汇笔数大于 12 次；</p> <p>（七）外汇局认定的需要现场核查的其他情况。</p>	<p>一定の範囲を超えた企業を重点モニタリング範囲に加える。外管局は、実際の状況に合わせ総量審査指標を設定かつ調整することができる。</p> <p>第二十九条 外管局は企業の貿易与信、輸出収入の域外留保、来料加工、仲介貿易、域外アウトソーシング、輸出入決済の取消、及び、区内企業、指導期間にある企業等の主体に対する専用モニタリングを行い、資金の流れと貨物の流れの規模と構成に異常または疑わしい状況が発見される企業を重点モニタリング範囲に加えることができる。</p> <p>第三十条 外管局は、B・C 類企業および、総量審査と専用モニタリングを経て重点モニタリング範囲に組み入れた企業に対し、継続的な動態モニタリングを行う。指標に比較的大きな乖離がある企業、継続的に乖離している、または関連指標が互いに乖離している企業に対してはオンサイト検査を行うができる。指標が正常な状態に回復した企業に対しては、重点モニタリングを解除する。</p> <p>第三十一条 外管局はモニタリングシステムを受けて貿易の外貨収支状況に対するマクロ統計と観測分析を行う。</p> <p style="text-align: center;">第五章 オンサイト検査</p> <p>第三十二条 審査期間内に以下のいずれかの状況に当てはまる場合、外管局はオンサイト検査を実施することができる。</p> <p>（一）いずれかの総量審査指標が本地区の指標許容値から 50% 以上乖離した場合</p> <p>（二）いずれかの総量指標が 4 審査期連続で本地区の指標許容値を超過した場合</p> <p>（三）前受残高比率、前払残高比率、ユーザンス回収残高比率、延払残高比率が 25% を超えた場合</p> <p>（四）材料輸入加工の加工賃比率が 30% を超えた場合</p> <p>（五）仲介貿易の収支の差額が支出比率の 20% を超えた場合</p> <p>（六）1 件の送金取消金額が 50 万米ドル相当を超え、且つ取消件数が 12 件を超える場合</p> <p>（七）外管局が判断したオンサイト検査が必要となるその他の状況。</p>
--	--

<p>外汇局可根据非现场核查情况，参考地区、行业、经济类型等特点对上述比例、金额或频次进行调整。</p> <p>第三十三条 外汇局对需现场核查的企业，应制发《现场核查通知书》（见附 4），并可采取下列一种或多种方式实施现场核查：</p> <p>（一）要求被核查企业提交相关书面材料；</p> <p>（二）约见被核查企业法定代表人或其授权人；</p> <p>（三）现场查阅、复制被核查企业的相关资料；</p> <p>（四）外汇局认为必要的其他现场核查方式。</p> <p>第三十四条 企业应当按下列规定如实提供相关资料，主动配合外汇局开展现场核查工作：</p> <p>（一）外汇局要求企业提交相关书面材料的，企业应当在收到《现场核查通知书》之日起 10 个工作日内，向外汇局提交由法定代表人或其授权人签字并加盖单位公章的书面报告及相关证明资料。书面报告内容应当包括但不限于企业生产经营情况、进出口及收付汇情况、资金流入或流出异常产生的原因；</p> <p>（二）外汇局约见企业法定代表人或其授权人的，企业法定代表人或其授权人应当在收到《现场核查通知书》之日起 10 个工作日内到外汇局说明相关情况；</p> <p>（三）外汇局现场查阅、复制被核查企业的相关资料的，企业应当在收到《现场核查通知书》之日起 10 个工作日内准备好相关资料，配合外汇局现场核查人员工作；</p> <p>（四）外汇局采取其他现场核查方式的，企业应当按外汇局要求做好相关准备工作。</p>	<p>外管局はオフサイト検査の状況に基づき、地区、産業、経済パターンなどの特徴を考慮した上で、上記の比率、金額または頻度を調整することができる。</p> <p>第三十三条 外管局はオンサイト検査の必要がある企業に対し、「オンサイト検査通知書」（添付 4 参照）を発行の上、以下のいずれかまたは複数の方式によりオンサイト検査を行うことができる。</p> <p>（一）検査対象先企業に対し、関連資料の書面での提出を要求</p> <p>（二）検査対象先企業の法定代表者または委任者との面談を実施</p> <p>（三）オンサイトで、検査対象先企業の関連資料を検閲、コピー</p> <p>（四）外管局が必要と認めるその他のオンサイト検査方法</p> <p>第三十四条 企業は下記規定に従い、事実に基づき関連資料を提供し、外管局のオンサイト検査に自主的に協力しなければならない。</p> <p>（一）外管局が企業に書面の資料提出を要求した場合、企業は「オンサイト検査通知書」受領後 10 営業日以内に、法人代表者または委任者が署名し且つ公印を捺印した書面報告書及び関連証明資料を外管局に提出しなければならない。書面報告書は、企業生産経営状況、輸出入及び外貨受取・支払状況、資金流入または流出における異常発生の原因等の内容を含むものでなければならない。</p> <p>（二）外管局が企業法定代表者またはその委任者と面談する場合、当該企業の法定代表者または委任者は「オンサイト検査通知書」受領後 10 営業日以内に外管局に出向き、状況説明を行わなければならない。</p> <p>（三）外管局がオンサイト検査により現場で企業の関連証明書類を検閲、コピーする場合、企業は「オンサイト検査通知書」受領後 10 営業日以内に、関連資料を用意し、外管局のオンサイト検査員に協力しなければならない。</p> <p>（四）外管局がその他の方式によりオンサイト検査を行う場合、企業は外管局の要求に基づき、関連の準備を行わなければならない。</p>
--	---

<p>第三十五条 外汇局根据现场核查情况，确定企业现场核查结果。</p> <p>第三十六条 在非现场核查和对企业进行现场核查的过程中，发现经办机构存在涉嫌不按规定办理贸易外汇收支业务或报送相关信息行为的，外汇局可采取下列一种或多种方式，对相关金融机构实施现场核查：</p> <p>（一）要求被核查金融机构提交相关书面材料； （二）约见被核查金融机构负责人或其授权人； （三）现场查阅、复制被核查金融机构的相关资料； （四）外汇局认为必要的其他现场核查方式。</p> <p>被核查金融机构应当按外汇局要求如实说明情况，提供有关文件、资料。</p> <p>第三十七条 需现场查阅、复制被核查企业或金融机构相关资料的，外汇局现场核查人员不得少于 2 人，并出示证件。现场核查人员少于 2 人或者未出示证件的，被核查企业和金融机构有权拒绝。</p> <p style="text-align: center;">第六章 分类管理</p> <p>第三十八条 外汇局根据现场核查结果，结合企业遵守外汇管理规定等情况，将企业分成 A、B、C 三类。</p> <p>第三十九条 核查期内企业遵守外汇管理相关规定，且贸易外汇收支经外汇局非现场或现场核查情况正常的，可被列为 A 类企业。</p> <p>第四十条 存在下列情况之一的企业，外汇局可将其列为 B 类企业：</p> <p>（一）存在本细则第三十二条规定情况之一且</p>	<p>第三十五条 外管局はオンサイト検査状況に基づき、企業オンサイト検査結果を確定する。</p> <p>第三十六条 外管局は、オフサイト検査及び企業に対するオンサイト検査の過程において、取引金融機関が規定に従わずに不正な貿易外貨收支業務を行い、または、関連情報を報告しなかった疑いがあると判明した場合、外管局は、以下のいずれか、または複数の方式により、関連金融機関に対しオンサイト検査を行うことができる。</p> <p>（一）検査対象先金融機関に関連資料の書面での提出を要求 （二）検査対象先金融機関の法定代表人または委任者との面談を実施 （三）現場で対象金融機関の関連資料を検閲、コピー （四）外管局が必要と認めるその他のオンサイト検査方式</p> <p>検査対象先金融機関は、外管局的要求に従い、事実に基づき説明を行い、関連書類・資料を提供しなければならない。</p> <p>第三十七条 オンサイトで検査対象先企業または金融機関の関連書類を検閲・コピーする必要がある場合、外管局的オンサイト検査員の人数は 2 名を下回ってはならず、かつ本人確認書類を提示すること。オンサイト検査員が 2 名を下回り、証明書を提示しなかった場合、検査対象先企業と金融機関はオンサイト検査を拒否する権利がある。</p> <p style="text-align: center;">第六章 分類管理</p> <p>第三十八条 外管局はオンサイト審査結果に基づき、企業の外貨管理規定の遵守状況を加味し、企業を A、B、C の 3 種類に分類する。</p> <p>第三十九条 検査期間において、対象企業は、外貨管理の関連規定を遵守し、且つ外管局的オフサイト検査やオンサイト検査を経て外貨の収支状況が正常であった場合、A 類企業に組み入れ可とする。</p> <p>第四十条 以下の状況のいずれかに当てはまる企業は、B 類企業に組み入れ可とする。</p> <p>（一）本細則第三十二条が規定するいずれかの</p>
---	---

<p>经现场核查企业无合理解释； (二) 未按规定履行报告义务； (三) 未按规定办理货物贸易外汇业务登记； (四) 外汇局实施现场核查时，未按规定的时间和方式向外汇局报告或提供资料； (五) 应国家相关主管部门要求实施联合监管的； (六) 外汇局认定的其他情况。</p>	<p>状況に当てはまり、且つオンサイト検査において合理的な説明がない場合 (二) 規定通りに報告義務を履行しない場合 (三) 規定通りに貨物貿易の外貨業務登記を行っていない場合 (四) 外管局がオンサイト検査を実施する際、規定された期限と方法で外管局への報告または関連資料の提供を行わない場合。 (五) 国家関連主管部門の要求に基づき共同で監督管理を実施する場合。 (六) 外管局が認めるその他の状況。</p>
<p>第四十一条 存在下列情况之一的企业，外汇局可将其列为 C 类企业： (一) 最近 12 个月内因严重违反外汇管理规定受到外汇局处罚或被司法机关立案调查； (二) 阻挠或拒不接受外汇局现场核查，或向外汇局提供虚假资料； (三) B 类企业在分类监管有效期届满经外汇局综合评估，相关情况仍符合列入 B 类企业标准； (四) 因存在与外汇管理相关的严重违规行为被国家相关主管部门处罚； (五) 外汇局认定的其他情况。</p>	<p>第四十一条 以下の状況のいずれかに当てはまる企業は、C 類企業に組み入れ可とする。 (一) 直近 12 ヶ月に、外貨管理規定の重大な違反により外管局により処罰、もしくは司法機関により立件調査された場合。 (二) 外管局がオンサイト検査を実施する際、検査を拒否、または協力しなかった場合、または外管局に虚偽の資料を提供した場合。 (三) B 類企業が分類監督管理有効期限満了後外管局的総合評価において、関連状況が依然として B 類企業基準に合致する場合。 (四) 外貨管理関連の重大な違反行為を犯し、国家関連主管部門に処罰された場合。 (五) 外管局が認めるその他の状況。</p>
<p>第四十二条 外汇局在确定 B 类企业和 C 类企业前，将《分类结论告知书》（见附 5）通知相关企业。如有异议，企业可自收到通知之日起 7 个工作日内向外汇局提交书面情况说明及相关证明材料进行申述。企业在规定时间内提出异议的，外汇局应当对其分类情况进行复核，并根据复核情况确定其分类结果。</p>	<p>第四十二条 外管局は「B 類企業」と「C 類企業」を確定する前に、『分類結果通知書』（添付 5 参照）を関連企業に通知する。異議がある場合、企業は書面通知受領後 7 営業日以内に、外管局に書面の状況説明及び関連証明資料を提出し、陳述を行うことができる。企業が規定の期限内に異議を申し立てる場合、外管局はその分類状況について再審を行い、再審状況に基づきその分類結果を確定しなければならない。</p>
<p>第四十三条 外汇局向金融机构发布企业分类信息，并可将企业分类信息向相关管理部门通报，必要时可向社会公开披露。</p>	<p>第四十三条 外管局は、金融機関に企業分類情報を公布し、且つ企業分類情報を関連管理部門に通報する。必要がある場合、社会に公開することができる。</p>
<p>第四十四条 B、C 类企业的分类监管有效期为一年。</p>	<p>第四十四条 B、C 類企業の分類監督管理有効期限は 1 年とする。</p>
<p>第四十五条 B、C 类企业分类监管有效期届满时，外汇局应当对其在监管有效期内遵守相关外汇管理规定情况进行综合评估，根据其资金</p>	<p>第四十五条 B、C 類企業の分類監督管理有効期限が満了の際、外管局は当該企業に対し、監督管理有効期間内に関連の外貨管理規定の遵守状</p>

<p>流与货物流偏离的程度、变化以及是否发生违规行为等调整分类结果。</p> <p>外汇局在日常管理中发现企业存在本细则第四十条、第四十一条规定行为的，可随时降低其分类等级，将A类企业列入B类或C类，或将B类企业列入C类。</p> <p>第四十六条 B类企业在分类监管有效期内的贸易外汇收支业务应当按照以下规定办理：</p> <p>（一）对于以汇款方式结算的（预付货款、预收货款除外），金融机构应当审核相应的进、出口货物报关单和进、出口合同；对于以信用证、托收方式结算的，除按国际结算惯例审核有关商业单据外，还应当审核相应的进、出口合同；对于以预付货款、预收货款结算的，应当审核进、出口合同和发票。</p> <p>（二）金融机构应当对其贸易外汇收支进行电子数据核查；超过可收、付汇额度的贸易外汇收支业务，金融机构应当凭《登记表》办理；</p> <p>（三）对于预收货款、预付货款以及30天以上（不含）的延期收款、延期付款，企业须按照本细则规定向所在地外汇局报送信息；</p> <p>（四）企业不得办理90天以上（不含）的延期付款业务、不得签订包含90天以上（不含）收汇条款的出口合同；</p> <p>（五）其他贸易外汇收支业务，按照本细则第二章有关规定办理；</p> <p>（六）外汇局规定的其他管理措施。</p> <p>第四十七条 C类企业在分类监管有效期内的贸易外汇收支业务应当按照以下规定办理：</p> <p>（一）逐笔到所在地外汇局办理登记手续。外汇局办理登记手续时，对于企业以汇款方式</p>	<p>況について総合的な評価を行い、当該企業の資金の流れと貨物の流れの乖離の程度、変化及び違法行為の有無等によって、分類結果を調整しなければならない。</p> <p>外管局は、日常管理において企業が本細則第四十条、第四十一条に規定される行為を発見した場合、随時、当該企業のカテゴリ等級を引下げ、A類企業をB類またはC類に、B類企業をC類に組み入れることができる。</p> <p>第四十六条 B類企業は、分類監督管理有効期間中の貿易外貨収支業務について、以下の規定に基づき行わなければならない。</p> <p>（一）、送金（前払、前受は除く）で決済する場合、金融機関は輸入・輸出貨物通関書原本、輸入・輸出契約書を審査しなければならない。L/C、取立方式で決済する場合は、国際決済慣例に基づく関連商業エビデンスを審査するほか、当該輸入・輸出契約書を審査しなければならない。前払、前受で決済する場合は、輸入・輸出契約書、インボイスを審査しなければならない。</p> <p>（二）金融機関は貿易外貨収支に対し電子データ検査を行う。外貨受取限度額、外貨支払限度額を超える貿易外貨収支業務に対し、金融機関は「登记表」に基づき取扱わなければならない。</p> <p>（三）前受、前払、及び30日超（30日を含まず）のユーザンス、延払に対し、企業は本細則の規定に基づき、所在地外管局に情報を報告しなければならない。</p> <p>（四）企業は、支払期間が90日超（90日を含まず）の延払業務を行ってはならず、90日超（90日を含まず）のユーザンス輸出契約を締結してはならない。</p> <p>（五）その他の貿易外貨収支業務については、本細則第二章の関連規定に基づき取扱う。</p> <p>（六）外管局が規定するその他の管理措置</p> <p>第四十七条 C類企業は、分類監督管理有効期間中の貿易外貨収支業務について、以下の規定に基づき行わなければならない：</p> <p>（一）所在地外管局に都度登記手続きを行う。外管局は登記手続きを行う際、企業が送</p>
---	---

结算的（预付货款、预收货款除外），审核相应的进、出口货物报关单和进、出口合同；以信用证、托收方式结算的，审核进、出口合同和发票；以预付、预收货款方式结算的，审核进、出口合同和发票；对于单笔预付货款金额超过等值 5 万美元的，还须审核经金融机构核对密押的外方金融机构出具的预付货款保函；

（二）对于预收货款、预付货款以及 30 天以上（不含）的

延期收款、延期付款，企业须按本细则规定向所在地外汇局报送信息；

（三）企业不得办理 90 天以上（不含）远期信用证（含展期）业务；不得办理 90 天以上（不含）的延期付款、托收业务；不得签订包含 90 天以上（不含）收汇条款的出口合同；

（四）企业不得办理转口贸易外汇收支；

（五）企业为跨国集团集中收付汇成员公司的，该企业不得继续办理集中收付汇业务；企业为跨国集团集中收付汇主办企业的，停止整个集团的集中收付汇业务；

（六）外汇局规定的其他管理措施。

第四十八条 已开办出口收入存放境外业务的企业被列为 B 类的，在分类监管有效期内，企业出口收入不得存放境外账户，不得使用境外账户对外支付。外汇局可要求其调回境外账户余额。被列为 C 类的，企业应当于列入之日起 30 日内关闭境外账户并调回境外账户余额。

第七章 电子数据核查

第四十九条 外汇局建立贸易外汇收支电子数

金（前払、前受は除く）で決済する場合は、当該輸入・輸出貨物通関書、輸入・輸出契約書を審査する。L/C、取立方式で決済する場合は、輸入・輸出契約書とインボイスを審査する。前払、前受で決済する場合は、輸入・輸出契約書、インボイスを審査する。1 件につき 5 万米ドル相当を超える前払に対し、金融機関による確認を経てテストキーを付された、域外金融機関が発行した前払に関する保証状を審査しなければならない。

（二）前受、前払、及び 30 日超（30 日を含まず）のユーザンス回収、延払に対し、企業は本細則の規定に基づき所在地外管局へ関連情報を報告しなければならない。

（三）企業は 90 日超（90 日を含まず）のユーザンス L/C（延長を含む）業務を行ってはならない。90 日超（90 日を含まず）の延払い、取立業務を行ってはならない。90 日超（90 日を含まず）の外貨受取条件を含めた条項のある輸出契約を結んではならない。

（四）企業は仲介貿易における外貨受取・支払を行ってはならない。

（五）企業が多国籍企業グループにおける外貨集中受取・支払業務のメンバー企業の場合、当該企業は外貨集中受取・支払業務を継続して行ってはならない。企業が多国籍企業グループにおける外貨集中受取・支払業務の主管会社の場合、当該企業グループ全体の外貨集中受取・支払業務を中止しなければならない。

（六）外管局が規定するその他の管理措置。

第四十八条 すでに輸出収入の域外留保業務を利用している企業が B 類に認定された場合、当該企業は分類監督管理の有効期間内に、域外口座に輸出収入の留保を行ってはならず、域外口座による対外支払いを行ってはならない。外管局は、当該企業に対し、域外口座の預金残高を域内に回収するよう要求することができる。

C 類に認定された企業は、認定日より 30 日以内に、域外口座を閉鎖し、その残高を域内に回収しなければならない。

第七章 電子データ検査

第四十九条 外管局は貿易外貨収支の電子デー

据核查机制，对 B 类企业贸易外汇收支实施电子数据核查管理。外汇局根据企业贸易进出口的实际情况确定其可收、付汇额度。B 类企业应当在其可收付汇额度内办理贸易外汇收支。

第五十条 外汇局按下列方式确定 B 类企业的可收付汇额度：

（一）外汇局根据企业实际发生的进出口贸易类别，结合非现场核查和现场核查情况，确定相应的收付汇比率。企业贸易进出口可收、付汇额度，按对应收付汇日期在分类监管有效期内的进出口货物报关单成交总价与相应收付汇比率的乘积累加之和确定；

（二）预收货款可收汇额度和预付货款可付汇额度，由外汇局根据非现场核查和现场核查情况，结合企业的业务特点确定。

第五十一条 金融机构在办理 B 类企业付汇、开证、出口贸易融资放款或待核查账户资金结汇或划出手续时，应当进行电子数据核查，通过监测系统扣减其对应的可收付汇额度。

第五十二条 B 类企业超过可收付汇额度的贸易外汇收支业务，应当到外汇局办理贸易外汇业务登记手续。

第五十三条 B 类企业代理其他企业进出口对应的外汇收支纳入电子数据核查范围。

第八章 罚则

第五十四条 企业和金融机构应当按照本细则及其他相关规定办理贸易外汇收支业务，对违反规定的，由外汇局依据《中华人民共和国外汇管理条例》（以下简称《条例》）等相关规定

夕検査体制を構築しており、B 類企業による貿易外貨収支に対し、電子データの照合検査管理を行う。外管局は企業の輸出入貿易の実情に基づき、当該企業の外貨受取・支払可能限度額を設定する。B 類企業は、その限度額内で貿易外貨収支を行わなければならない。

第五十条 外管局は以下の方法に基づき B 類企業の外貨受取・支払可能限度額を設定する。

（一）外管局は、企業の実際に発生した輸出入貿易種別に基づき、オフサイト検査とオンサイト検査の状況を加味した上で、当該外貨受取・支払比率を確定する。企業の貿易における輸出入外貨受取・支払限度額は、外貨受取・支払日が属する分類監督管理の有効期間内に行われた輸出入貨物の通関申告書に記載の成約総額と、それに対応する外貨受取・支払比率の積の累計値により確定する。

（二）前受の外貨受取可能限度額と前払金の外貨支払可能限度額は、外管局がオフサイト検査とオンサイト検査の状況に基づき、企業の業務の特徴を加味した上で確定する。

第五十一条 金融機関は B 類企業のために、外貨支払、L/C 開設、輸出貿易金融の実行または照合審査待ち口座内の資金の人民元転または振替の手続きを行う場合、電子データ検査を行った上で、モニタリングシステムを通じて当該企業の外貨受取・支払可能限度額から当該金額を控除しなければならない。

第五十二条 B 類企業は外貨受取・支払可能限度額を超える貿易外貨収支業務を行う場合、外管局へ当該外貨業務の登記手続きを行わなければならない。

第五十三条 B 類企業による他の企業の輸出入代理における外貨収支は、電子データ検査範囲に含まれる。

第八章 罰則

第五十四条 企業と金融機関は本細則及びその他関連規定に基づき、貿易外貨収支業務を行わなければならない。規定に違反した場合、外管局は「中華人民共和国外貨管理条例」（以下「条

<p>处罚。</p> <p>第五十五条 企业代理进口业务委托方违反规定付汇，或代理出口业务代理方未按规定收汇的，依据《条例》第三十九条规定，由外汇局责令限期调回外汇，处逃汇金额 30%以下的罚款；情节严重的，处逃汇金额 30%以上等值以下的罚款；构成犯罪的，依法追究刑事责任。</p> <p>第五十六条 企业有下列行为之一的，依据《条例》第四十一条规定，由外汇局责令改正，处违法金额 30%以下的罚款；情节严重的，处违法金额 30%以上等值以下的罚款。非法结汇的，由外汇局责令对非法结汇资金予以回兑，处违法金额 30%以下的罚款：</p> <p>（一）未正确提供信息，导致贸易收汇未能进入待核查账户，且办理结汇； （二）代理出口业务，由委托方收汇。</p> <p>第五十七条 企业有下列行为之一的，依据《条例》第四十三条规定，由外汇局给予警告，处违法金额 30%以下的罚款：</p> <p>（一）办理贸易外汇收支违反外债管理规定； （二）代理进口业务，代理方未付汇，且违反外债管理规定。</p> <p>第五十八条 金融机构有下列行为之一的，依据《条例》第四十七条规定，由外汇局责令限期改正，没收违法所得，并处 20 万元以上 100 万元以下的罚款；情节严重或逾期不改的，由外汇局责令停止经营相关业务：</p>	<p>例) 等の関連規定に則り処罰する。</p> <p>第五十五条 輸入業務委託者の代理企業が規定に違反し外貨支払を行った場合、或いは、輸出業務代理者が規定によらず外貨を受け取った場合、「条例」第三十九条の規定に基づき、期限内に外貨の返金を命じ、当該外貨支払の違法流出金額の 30%以下の罰金を課す。重大な不正流出行為については、当該外貨の違法流出部分の 30%以上、全額以下の罰金を課す。犯罪の一部を構成する場合は法律に基づき刑事責任を迫及する。</p> <p>第五十六条 企業が以下の行為のいずれかに当てはまる場合、外管局は「条例」第 48 条の規定に基づき、当該企業に業務改善を命じ、違法金額の 30%以下の罰金を課す。重大な違法行為については、違法金額の 30%以上、全額以下の罰金を課す。不正に人民元転を行ったものについては、外管局はその不正資金を人民元転以前の状態に戻すよう命じ、違法資金金額の 30%以下の罰金を課す。</p> <p>（一）正確な情報を提供しないことにより、貿易の受取外貨を照合審査待ち口座に入金できず、且つ人民元転を行わなかった場合。 （二）輸出代理業務で、委託者が直接外貨を受け取った場合。</p> <p>第五十七条 企業が以下の行為のいずれかに当てはまる場合、外管局は「条例」第 43 条の規定に基づき、当該企業に警告を与え、違法金額の 30%以下の罰金を課す。</p> <p>（一）外債管理規定に違反した貿易外貨収支業務を行った場合。 （二）輸入業務を代行し、代行者が外貨送金を行わず、かつ外債管理規定に違反した場合。</p> <p>第五十八条 金融機関が以下の行為のいずれかに当てはまる場合、外管局は「条例」第 47 条の規定に基づき、期限内に業務改善を命じ、違法所得を没収し、20 万元以上 100 万元以下の罰金を課す。重大な違法行為または期限までに改善されないものについては、外管局は関連業務の停止を命令する。</p>
---	--

<p>(一) 未按照本细则及相关规定审核交易单证的真实性及其与外汇收支的一致性, 办理贸易外汇收支业务;</p> <p>(二) 未按照本细则及相关规定, 办理结汇、售汇业务。</p> <p>货币兑换特许经营机构、金融机构签约外币代兑机构办理结售汇业务, 违反本细则规定, 依照前款规定处罚。</p> <p>第五十九条 有下列行为之一的, 依据《条例》第四十八条规定, 由外汇局责令改正, 给予警告, 处 30 万元以下的罚款:</p> <p>(一) 未按照本细则及相关规定进行国际收支统计申报和贸易外汇收支核查专用信息申报;</p> <p>(二) 未按照本细则及相关规定提交有效单证、资料或者提交的单证、资料不真实;</p> <p>(三) 未按本细则及相关规定将贸易收汇纳入待核查账户, 待核查账户收支超范围、待核查账户之间资金相互划转等违反外汇账户管理规定;</p> <p>(四) 未按照本细则及相关规定办理贸易外汇业务登记等手续;</p> <p>(五) 拒绝、阻碍外汇管理机关依法进行检查或核查。</p> <p>第六十条 有下列行为之一的, 由外汇局处 3 万元以下的罚款:</p> <p>(一) 未按照本细则及相关规定留存相关资料或留存不全;</p> <p>(二) 办理贸易外汇收支业务, 未按照本细则及相关规定登录监测系统扣减企业对应可收付汇额度;</p> <p>(三) 未按照本细则及相关规定向外汇局报告。</p>	<p>(一) 本細則及び関連規定に基づき、取引書類の真実性及びそれらと外貨取引との一致性を審査することなく貿易外貨取引を行った場合。</p> <p>(二) 本細則及び関連規定に基づくことなく人民元転、外貨転業務を行った場合。通貨兌換業務経営資格を有する機関や金融機関が契約する外貨兌換代理機構が人民元転・外貨転業務を行うにあたり、本細則規定に違反したものは前項規定に基づき処罰する。</p> <p>第五十九条 以下の行為に当てはまる場合、外管局は「条例」第 48 条の規定に基づき、期限内に業務改善を命じ、警告を与え、30 万元以下の罰金を課す。</p> <p>(一) 本細則及び関連規定に基づき国際収支統計申告及び貿易外貨収支審査専用情報申告を行わない場合。</p> <p>(二) 本細則及び関連規定に基づき有効なエビデンス、資料を提出しない場合。または提出したエビデンス、資料が真実でない場合。</p> <p>(三) 本細則及び関連規定に基づき貿易受取外貨を照合審査待ち口座に入金するにあたり、照合審査待ち口座の収支の範囲を超えたり、照合審査待ち口座間での資金の相互移動を行う等、外貨口座管理規定に違反する場合。</p> <p>(四) 本細則及び関連規定に基づき貿易外貨業務登記等の手続きを行わない場合。</p> <p>(五) 外貨管理機関の法律に基づく検査または照合審査を拒否、妨害する場合。</p> <p>第六十条 以下の行為に当てはまる場合、外管局は 3 万元以下の罰金を課す。</p> <p>(一) 本細則及び関連規定に基づき、関連資料を保管せず、または保管が不完全である場合。</p> <p>(二) 貿易外貨収支業務を行うにあたり、本細則及び関連規定に基づき、モニタリングシステムを通じて当該取引金額を企業の外貨収支可能限度額から控除しない場合。</p> <p>(三) 本細則及び関連規定に基づき外管局に報告を行わない場合。</p>
--	---

第九章 附則

第六十一条 本细则所列总量核查指标含义如下：

（一）总量差额是指企业最近 12 个月内被外汇局纳入核查的贸易收支累计差额与货物进出口累计差额之间的偏差；

（二）总量差额比率是指总量差额与该企业同期被外汇局纳入核查的进出口和贸易外汇收支累计规模之间的比率；

（三）资金货物比率是指企业最近 12 个月内被外汇局纳入核查的贸易外汇收支累计规模与同期进出口累计规模之间的比率；

（四）贸易信贷报告余额比率是指企业根据本细则第二十三条第一款第（一）项、第（二）项规定进行贸易信贷报告的月末余额合计与企业最近 12 个月内进出口和贸易外汇收支累计规模之间的比率。

第六十二条 外汇局可根据国际收支形势和外汇管理需要，对贸易信贷管理、登记管理、非现场核查以及分类管理的具体内容进行调整。

第六十三条 区内企业贸易外汇收支参照适用本细则，保税监管区域外汇管理政策另有明确规定的除外。

个人对外贸易经营者的贸易外汇收支适用本细则。

第六十四条 出口收入存放境外的管理按照货物贸易出口收入存放境外相关管理规定办理。

第六十五条 本细则所称离岸账户，是指境外机构按规定在依法取得离岸银行业务经营资格的境内银行离岸业务部开立的账户。

境内机构在依法取得离岸银行业务经营资格的境内银行离岸业务部门开立的账户，视为境内机构境外账户。

第九章 附則

第六十一条 本細則で挙げている総量検査指標の意味は以下の通り。

（一）総量差額とは、直近 12 ヶ月に、外貨管理局の審査に組み入れられた企業の貿易収支累計差額と貨物輸出入累計差額との間の乖離を指す。

（二）総量差額比率とは、外貨管理局の検査に組み入れられた、上記期間内における当該企業の輸出入と貿易外貨収支累計額に対する総量差額の比率を指す。

（三）資金貨物比率とは、直近 12 ヶ月に、外貨管理局の検査に組み入れられた企業の輸出入累計額に対する貿易外貨収支累計額の比率を指す。

（四）貿易与信報告残高比率とは、企業の直近 12 ヶ月の輸出入と貿易外貨収支累計額に対し、企業が本細則の第二十三条第（一）、（二）項に基づいて行った貿易与信報告の月末残高合計の比率を指す。

第六十二条 外貨管理局は国際収支情勢と外貨管理需要に基づき、貿易与信管理、登記管理、オフサイト検査及び分類管理の具体的内容を調整することができる。

第六十三条 保税監督管理区域内企業の貿易外貨収支は本細則を参照するが、保税監督管理区域外貨管理政策で別途明確な規定のある場合を除く。

個人の対外貿易経営者の貿易外貨収支は本細則を適用する。

第六十四条 輸出収入の域外留保管理については、貿易貨物輸出収入域外留保の関連規定に基づいて取り扱う。

第六十五条 本細則で言うところのオフショア口座とは、域外機構が、規定に基づいてオフショア銀行業務経営資格を有する域内銀行のオフショア業務部門で開設した口座を指す。

域内機構が法律に則り、オフショア銀行業務経営資格を有する域内銀行のオフショア業務部門で開設した口座については、域内機構域外口座と見なす。

<p>第六十六条 本细则涉及的纸质文件资料,包括商业单据、有效凭证、证明材料的原件或复印件,以及申请书、《登记表》、《分类结论告知书》以及《现场核查通知书》的原件,均应作为重要业务档案留存备查。企业、金融机构以及外汇局应当妥善保管相关业务档案,留存5年备查。</p> <p>第六十七条 本细则规定的比率、金额、期限均含本值,明确规定不含本值的除外。本细则规定的日期均为自然日,明确规定为工作日的除外。</p> <p>第六十八条 本细则由国家外汇管理局负责解释,自2011年12月1日起施行。</p>	<p>第六十六条 本細則が関わる紙ベースの文書資料は、商業書類、有効な証憑、証明資料の原本或いは写し、申請書・「登記表」・「分類結果通知書」・「オンサイト検査通知書」の原本を含め、重要な業務ファイルとして検査に備えて保存しなければならない。企業、金融機関及び外貨管理局は関連ファイルを適切に保管し、検査に備えて5年間保存しなければならない。</p> <p>第六十七条 本細則が定めた比率、金額、期限は、いずれもその数値自体を含む。別途その数値を含まないと定めた場合を除く。</p> <p>第六十八条 外貨管理局は本細則の解釈の責任を負う。本細則は2011年12月1日より実施。</p>
---	--

【付属1】:

貿易外貨収支企業リスト登記申請書

国家外貨管理局××分(支)局:

当社は業務上の必要性に基づき、「貿易外貨収支企業リスト」への加入を申請する。「貨物貿易外貨管理試行手引」及び実施細則に基づき、ここに関連情報を記入すると共に、下記資料を提出し、登記を依頼する。当社は提出した情報、資料の真実性を保証する。

- 「企業法人営業許可書」或いは「企業営業許可書」の写し
- 「中華人民共和国組織機構コード証」
- 「対外貿易経営者届出登記表」/「中華人民共和国外商投資企業批准証書」/「中華人民共和国台湾、香港、マカオ投資企業批准証書」

(注: 以上の資料は、いずれも原本と会社印を捺印した写しが必要。)

企業コード		企業名称	
経済類コード或いは名称		業種類コード或いは名称	
保税監督管理区域類の企業に該当するか否か	是 否	保税監督管理区域類型	
法定代表者氏名		法定代表者本人確認書/ パスポート番号	
税関登録番号		工商登録番号	
外貨登録通貨種類		外貨登録資本金	
人民元登録資本金		最初設立日	
経営範囲			
企業住所			
郵便番号		電話番号	
ファックス		電子メールアドレス	
企業の連絡先担当者名		連絡先担当者の携帯電話番号	

法定代表者署名:

会社印:

申請日: 年 月 日

留意事項と記入説明:

以下の記入上の注意を一読の上、必要事項を記入のこと。不正確な記入により生じる結果

については自身が責任を負うこと。

- 1、 企業コード：「組織機構コード証」のコードで、9桁となる。
- 2、 経済類コード及び名称：「経済類コード及び名称一覧表」に基づき、うち1項目を選んで記入すること。（申請窓口で直接確認の上記入可）
- 3、 業種類コード及び名称：「業種類コード及び名称一覧表」に基づき、うち1項目を選んで記入すること。（申請窓口で直接確認の上記入可）
- 4、 保税監督管理区域企業であるか否か：保税區、輸出加工區、保税物流園區、保税港區、保税物流センター、綜合保税區の何れの地域の企業に該当するか否か。「是」・「否」を記入。
- 5、 税関登録番号：「税関輸出入貨物発送・受取人の通関登録登記証」に記載されている「税関登録番号」で、10桁となる。
- 6、 工商登録番号：営業許可書の「登録番号」で、15桁となる。
- 7、 最初設立日：営業許可書の「設立期日」となる。
- 8、 経営範囲：営業許可書の営業範囲となる。

【付属2】

貨物貿易外貨収支業務取扱確認書

当社は「中華人民共和国外貨管理条例」および貨物貿易外貨管理法規を熟知、理解し、本確認書で提示されている外貨管理局の監督管理職責を詳読の上理解した。

- 一、 法律に基づいて対外貿易を行う。当社は真実かつ合法的な取引を背景とする貨物貿易外貨収支を行っており、規定に従って関連の真実かつ有効な証憑を提出する前提で、外貨管理法規の定める貨物貿易外貨収支の簡素化の権利を享受する。
- 二、 行政処罰等を含む、外貨管理局の具体的な行政行為について、法律に基づいて申し立てを行い、行政再審議、行政訴訟を提起する法定権利を有している
- 三、 外貨管理局による当社の貨物貿易外貨収支に対する監督検査を受け入れ、協力する。速やかに状況を説明し、関連証憑を提出する。規定に基づいて関連業務の登記と報告を行う。外貨管理局の分類管理に基づいて貨物貿易外貨収支業務を行う。
- 四、 外貨管理法規・規定に違反した場合、外貨管理局が法律に基づいて実施する罰金、ネガティブリスト登録、貿易与信額と構成の制限、決済方法の制限、関連の処罰決定の对外公布等の処罰措置を受け入れる。
- 五、 当社は、本確認書及び本確認が貨物貿易外貨収支に適用されることを承知している。当社は資本項目、サービス貿易等、その他の項目の外貨収支を、関連外貨管理法規に基づいて行う。本確認で触れていない事項については、関連外貨管理法規に基づいて

行う。関連外貨管理規定に変更があった場合には、最新の外貨管理法規に準ずる。
六、本確認書は当社が署名した時点より有効となる。当社は貨物貿易外貨管理法規を学習し、遵守し、外貨管理局の貨物貿易外貨収支業務に対する管理に積極的に協力する。

企業（会社印）：
法定代表者（署名）：
年 月 日

更なる貿易の利便化と企業サービスを目指し、また、法に則り国家行政綱要を全面的に実施し、政府の機能の転換を促進するため、外管局は「中華人民共和国外貨管理条例」及び貨物貿易外貨管理法規・規定等に基づき、本確認書を制定し、関連外貨管理法規・規定及び法に則り企業が享受できる権利を提示する。企業は本確認書に署名の上これらを行い、法に則った貨物貿易外貨収支業務を行う上での利便性を享受すること。

外管局は「中華人民共和国外貨管理条例」等の法規・規定に基づき、貨物貿易における外貨収支が真実性、合法取引の基本を有しており、関連エビデンスの真実性及びその書類と外貨収支との一致性があるという照合審査の要求を満たしている前提の下、貨物貿易の外貨収支に制限を設けない。

外管局は、国際収支の具体的な状況に基づき、貨物貿易外貨管理法規・規定を制定、または調整し、法に則り、文書による通知や外管局政府ウェブサイト等の適切かつ透明な公開方法によりこれを公開する。

外管局は法に則り、企業の貨物貿易外貨収支に対して監督・検査を行う。企業の貨物貿易外貨管理法規・規定を遵守しない行為に対しては、「中華自民共和国外貨管理条例」等の法規・規定に則り行政処罰を行う。

【付属 3】

貨物貿易外貨業務登録表

登録票 No. :

所属外管局コード		所属外管局名称	
企業名称		企業コード	
担当者		担当者電話番号	
登録種別	<input type="checkbox"/> B 類企業限度額超 <input type="checkbox"/> C 類企業 <input type="checkbox"/> その他		
業務種別	<input type="checkbox"/> 外貨受取 <input type="checkbox"/> 人民元転 <input type="checkbox"/> 外貨支払 <input type="checkbox"/> 外貨転 <input type="checkbox"/> その他		
決済方法	<input type="checkbox"/> 信用状 <input type="checkbox"/> 取立て <input type="checkbox"/> 送金 <input type="checkbox"/> その他		
金融機関コード			
金融機関名称			
通貨種別	アラビア数字		漢数字
外管局 登録状況	国家外貨管理局 分(支)局 年 月 日		
金融機関 処理状況	通貨種別： 金額： 申告コード： 担当者： 年 月 日 通貨種別： 金額： 申告コード： 担当者： 年 月 日		

(本登録表は X 年 X 月 X 日まで有効)

【付属4】

国家外貨管理局 XX 分(支)局

オンサイト検査通知書

No. : _____

_____ : (企業名称)

「貨物貿易外貨管理試行の手引き」及び関連規定に基づき、
(原因)により、貴社に対し、____年__月__日～____年__月__日の
期間に発生した業務についてオンサイト検査を行う。

検査方法は、

- 企業による報告
- 企業の法定代表者または委任された者との面談
- オンサイト調査
- その他

本通知受領後、外管局へ受領書を返信すること。また、〇〇営業日以内に関連書類を準備し、外管局の検査を受けること。

以上

国家外貨管理局 XX 分(支)局

年 月 日

オンサイト検査通知書受領書

国家外貨管理局 XX 分(支)局：

_____ (企業名称) は No. _____ の
オンサイト検査通知書を受領いたしました。

法人代表者または委任された者の署名：

会社印：

年 月 日

【付属 5】

国家外貨管理局 XX 分(支)局

分類結果通知書

No. : _____

_____ : (企業名称)

「貨物貿易外貨管理試行の手引き」及び関連規定により、貴社に対し、____年__月
日～____年__月__日の期間、オンサイト検査を行った結果、および貴社の外貨管理等
関連規定の遵守状況に基づき、以下のように分類することとする。

貴社の分類結果： A 類 B 類 C 類、B/C 類の管理期限は分類結果の通知日
から起算して1年とする。

リストから抹消する

本通知受領後、外管局へ受領書を返信すること。この分類に異議がある場合は、
営業日以内に外管局に申し立てること。

以上

国家外貨管理局 XX 分(支)局

年 月 日

分類結果通知書受領書

国家外貨管理局 XX 分(支)局：

_____ (企業名称) は No. _____ の分類通知書
を受領いたしました。

法人代表者または委任された者の署名：

会社印：

年 月 日

【日本語仮訳：三菱東京 UFJ 銀行（中国）有限公司 企画部 調査課
三菱東京 UFJ 銀行 国際業務部】

■ 弊行が行った日本語仮訳はあくまでも参考に過ぎず、中国語原文が基準となりますので、ご注意ください。
■ 当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さいますよう、宜しく願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、当行はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されています。